

世田谷区告示第83号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和8年2月25日

世田谷区長 保坂展人

- | | | |
|---|----------|----------------------------|
| 1 | 事業所の名称 | 優づくりデイサービス喜多見 |
| 2 | 事業所の所在地 | 東京都世田谷区喜多見三丁目10番15号 |
| 3 | 事業者の名称 | 社会福祉法人奉優会 |
| 4 | 廃止届受理年月日 | 令和8年2月9日 |
| 5 | サービスの種類 | 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護 |